

議会基本条例規定項目についての実施状況及び議会運営委員会における評価一覧

※評価については、5段階評価(最高が5、最低が1)

区分 基本項目・重点項目	具体的な実施項目	実施状況又は経過	成果	課題等	議会運営委員からの主な意見	委員会の評価
1 市民と議会の関係(第5章)						
(第11条第1項) 議会は、その活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。	議会活動の情報公開の徹底	会議録は書籍・ホームページで公開。議会中継は即時及び録画をホームページ提供。常任・特別委員会記録は25年3月から公開。その他議案書、審議結果等も公開している。議会日程については、防災行政無線、ホームページ、facebook等で住民に周知している。また平成28年から、年間の定例会予定を議運で決定し公表している。	本会議だけでなく、各委員会記録の公開により透明性の拡充が図られた。また議案書等については、傍聴者用にも準備を行っている。	傍聴者数の増加など、議会に対する住民の関心を高める方策・工夫、議会中継の画質向上、他記録等の公開についても検討が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・議員と語る会を開催し、情報公開に努めている。議会だよりの発行も行っている。 ・議会中継の画質改善、スマホ・タブレット対応が急務。 ・議会だよりの工夫しながら、議会に対する住民の理解を深めてもらう必要がある。 	4
(第11条第4項) 市民との意見交換の機会を設け、議会及び議員の政策立案能力の強化、拡大を図る	意見交換会の実施	24年度は議員を4班に分けて40箇所の報告会を行った。25年度は41箇所で行った。26年度から「議員と語る会」と名称を変更し12カ所及び4団体、27・28年度は12カ所で開催した。また、26年度からは各団体との意見交換会も開催	参加者は24年度411名、25年度378名、26年度204名、27年度260名、28年度172名、29年度が166名、30年度191名が参加。出された質疑等は議会だよりの等を通じて回答している。住民の声を直接聞き、提案につなげる重要な機会となっている。	参加者が初年度に比べ減少のうえ横ばいである。開催方法等については協議が必要。また、多様な各種団体等も含め、意見交換において出された意見をもとに政策提案につなげる必要もある。	<ul style="list-style-type: none"> ・議員と語る会の出席者の固定化を改善する(若年層、女性の参加を工夫する)必要がある。 ・議員と語る会を継続していくことが大事と思う。市民に議会に関心を持ってもらう主要な場と思う。 ・議員と語る会が年々減少している。市民の目線からしたら少し硬いか。司会・進行を相手方にしたらと思う。 	4
(第11条第5項) 市政全般にわたり、議員と市民が自由に情報・意見交換する議会報告活動を年1回以上行うよう努める。	議会報告会の実施					
2 議会と行政の関係(第5章)						
(第12条第1項) 本会議での質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため一問一答方式で行う。	質疑における一問一答制の導入	平成26年第1回定例会から、当初予算の総括質疑について、一問一答制に変更。	質疑する議員、回答する執行部も論点が明確になった。	総括質疑を除く質疑については、従前どおり3回以内となっており、今後議運等での協議・検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむねできている。 ・実行されていると考える。 ・一問一答制の導入はわかりやすい。 	4
(第12条第2項) 本会議、委員会へ出席した市長等は議長、委員長の許可を得て、議員の質問等に対して論点・争点を明確にするため反問することができる。	市長等の反問権	現在、市長等において議長の許可を得て実施しているが、議員からの質問の確認程度となっている。	質問内容の確認により論点が明確になっている。	傍聴者等に質疑等の意図、現状認識等を明確にするためにも、反問権行使の手段や実施方法について具体的な規定が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・実施していない。 ・反問権行使はほとんど行使されていないのでは。 ・反問権の機会はなかったと思うが、そのような局面に接したら行使していくべき。 ・実行していないのではと思う。また、執行部の方でもすべき。 	2
(第12条第3項) 議員が行う市長等への口頭による要請等に対し、両者の関係の透明性を図るため、日時、内容、対応等を記録した文書を作成するよう市長に求める。	議員からの要請等に対する記録作成依頼	平成25年1月31日市長へ依頼し、現在実施している。	議員と執行部の関係の透明性が担保される。	本規定の趣旨を各職員にも周知し、確実な運用を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・記録されている。 ・議員控室等で記録文書の常時閲覧を可能にしては。 	4
(第13条) 市長等が策定する政策、計画等について、議会が必要と認めた場合は、政策等の発生源、経緯等について市長等に説明を求めることができる。	議会に対する施策等の説明	平成27年第1回定例会で同規定により、市民交流センター等建設計画の進捗状況について市長に説明を求めた事例あり。	市の重要施策について、議会の場で説明を受けるとともに、市民にも周知する機会となる。	各種政策において、どのような場合に説明を求めるか、他市を参考に具体的な検討と規定が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね説明できている。 ・全員協議会での市長からの説明で質問が許されないのはいかがか。 	4
(第14条) 予算及び決算の審議に当たり、13条の規定に準じ、市長等に対し説明資料の提出を求めることができる。	予算・決算審議における政策説明	必要により委員会等で詳細な資料提出を求めている。	説明資料により、詳細な審査が可能となった。	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・実行されていると考える。 	4

議会基本条例規定項目についての実施状況及び議会運営委員会における評価一覧

※評価については、5段階評価(最高が5、最低が1)

区分 基本項目・重点項目	具体的な実施項目	実施状況又は経過	成 果	課 題 等	議会運営委員からの主な意見	委員会の評価
3 討議の拡大(第7章)						
(第15条第2項) 本会議及び委員会において議案審議による結論を出す場合、議員相互間において十分な討議を尽くして合意形成に努め、結果について市民への説明責任を果たすよう努めなければならない。	討議による議会の合意形成	平成26年第3回定例会から各常任委員会及び特別委員会で委員間討議を実施	議案等についての論点の明確化や審議内容を掘り下げることによって理解を深め、表決の際の参考となっている。	積極的な活用をめざし、各議員の討議に対する考え方の統一、また効果的な討議の方法等について今後も検証が必要。また本会議における討議のあり方の検討。	・討議をより活発にする余地が残されているのでは。	4
(第16条第1項) 議会は、市政に関する重要な施策及び課題に対して、政策検討会を開催し、十分な討議を行い政策提言に努めるものとする。	政策検討会の設置	平成24年4月に政策検討会設置要綱を制定したが、設置までは至っていない。		政策検討会の設置基準を検討する必要がある。	・政策検討会の設置はまだ不十分と考える。	3
4 委員会の活動(第8章)						
(第17条第1項) 委員会は、その所管する事務について積極的な調査研究を行い、政策提案を行うよう努める。	委員会による政策提案	各常任委員会において、所管事務調査項目を選定し調査研究を行っている。	制度設計、政策提案に一定の成果を上げている。	確実な政策提案につなげ、政策形成の流れをつくる必要がある。	・積極的に行っている。 ・委員会内に政策提案チームを設けて委員会に諮る方法もあるのでは(より少数で効率的に調査研究するため)。 ・所管調査は真摯にとらえていると思う。相手方の所に行ってもよく質問を行っている。	4
(第17条第2項) 参考人制度、公聴会制度を十分活用し、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させる。	専門的・政策的識見の活用	請願、陳情等の委員会審査について、必要に応じて参考人制度を活用している。	参考人からの意見を審査に活用している。	識見活用及び公聴会制度の積極的活用については検討が必要	・公聴会制度が活用されていないのでは。	3
(第17条第3項) 委員会は、その年度の活動内容の検討を行い、委員会の活動計画を策定する。	委員会活動計画の策定	25年度は各常任委員会の年間活動計画を策定	閉会中の審査(調査)等、委員会の計画的な運営が可能となる。	効率的な委員会運営・活動をめざし、継続した活動計画の策定を行い、政策提案につなげる必要	・策定している。 ・策定した活動計画を常時確認しながら活動を実施したい。	4
(第17条第4項) 視察を行った場合、内容を本会議で報告し、関係部署との意見交換の場を設ける。	視察内容の報告及び意見交換	所管事務調査後に議会で報告を行うとともに、必要に応じて関係課等との意見交換を行っている。	調査内容の報告により全議員との情報共有を行うとともに、意見交換により理解が深まっている。	継続した取り組みが必要であり、政策提案につなげるとともに報告方法等については検討も必要	・報告を行っている。 ・関係部署との意見交換をより活発に。	4

議会基本条例規定項目についての実施状況及び議会運営委員会における評価一覧

※評価については、5段階評価(最高が5、最低が1)

区分 基本項目・重点項目	具体的な実施項目	実施状況又は経過	成果	課題等	議会運営委員からの主な意見	委員会の評価
5 議会及び議会事務局の体制整備(第9章)						
(第18条) 議員の政策形成及び立案能力向上のため、研修の充実を図り、また広く各分野の専門家、市民各層との研修会の開催に努める。	議員の研修体制の充実	県市議会議長会等の研修に加え、25年度から、千葉市の市町村アカデミー研修等に8名の議員が参加(26年度は6名、27年度は8名、28年度は3名が参加)	研修機会を確保し、各種議会活動の参考になるとともに、他市の議員とも活発な意見交換が行われた。	必要な予算確保とともに、今後研修の充実、参加者拡充が必要。また研修後の報告についても検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会には参加している。 ・市民との研修会も開催したい。 	4
(第19条) 議員の政策形成及び政策立案を補助する議会事務局の調査機能、法務機能の充実強化を図る。	議会事務局の体制整備	25年度から、正規職員1名減、臨時職員1名の雇用となった。27年度から、臨時職員から議会事務嘱託員での採用となった。		基本条例の制定、また常任委員会等が増え、業務量は明らかに増大している。各職員はさらに能力を高め、事務局の調査機能等の強化を図っていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・人員が不足している。 ・スタッフが十分とは言えないだろうが、事務局員の頑張りに期待する。可能であれば増員を。 	3
(第20条) 議会活動及び市政に係る重要な情報を市民に周知する。また多くの市民が議会に関心を持つよう議会広報活動に努める。	議会広報活動の充実	25年6月に広報準備委員会、同年9月、特別委員会が設置。27年4月から常任委員会として6名の広報広聴委員会が設置された。	26年2月発行分から議員を中心として編集し、工夫された紙面づくりが行われている。	多くの市民に読んでもらうためにさらなる工夫、また編集に関する研修への参加、議員と語る会等の広聴分野の強化も必要	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより以外に方法が見当たらない。 ・市民議会だよりを、より多くの市民に読んでいただくため一層の工夫が必要。 	4
6 議員の身分及び待遇(第10章)						
(第21条) 議員定数は条例で定め、改正に当たっては、市政の現状・課題等を十分考慮し、参考人・公聴会制度により市民の意見を聴く。	議員定数改正の考え方	26年9月に議員定数等に関する調査特別委員会が設置、27年3月に委員長報告、現行の16名が妥当との意見が多数であったとの報告があった。	議員定数特別委員会で、定数について一定の結論が出された。	他類似市等の状況も踏まえ、今後も継続した議論等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数は削減した。 ・4年後の適正定数の検討も改選後早めにスタートすべきでは。 	4
(第22条) 議員報酬は条例で定め、改正に当たっては特別職報酬等審議会に基づく市長が提案する報酬を考慮し、明確な改正理由を付して提出する。	議員報酬改正の考え方	23年に議員報酬等調査特別委員会を設置。25年9月特別委員長報告。議員提案により、25年10月から27年3月まで議員報酬の10%減額を可決		今後も継続した議論等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・議論はした。 ・特別職報酬等審議会での審議に期待したい。 	3
7 見直し手続(第12章)						
(第24条) 議会は1年に1回、この条例の目的が達成されているか議会運営委員会において検討し、必要があれば改正を含む適切な措置を講じる。	議会基本条例の検討及び見直し	基本条例の各項目の達成度等について検討を行う。	各項目についての進捗状況の確認を行った。	今後も継続的な検討や必要に応じ改正が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・検討を行っている。 ・条例の検討、見直しまでなかなか考えがおよびにくい、継続した取り組みが必要。 	4